

滋賀県立安土城考古博物館無料入館に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 本取扱要領は、滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）に定める入館料を無料とする者の確認を、適正かつ公平に実施していくために必要な事項を定める。

(書類の確認)

第2条 滋賀県立安土城考古博物館は、条例別表注1から5の規定に基づき入館料を無料とする場合は、当該来館者から無料とするための証明書等の書類の提示を求めるものとする。

(証明書等)

第3条 前条の規定により来館者から提示を求める書類は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 65歳以上の入館者（県内在住者） 免許証または健康保険証等
- (2) 障害者の入館者 障害者手帳
- (3) 学校行事としての入館者 学校行事証明書（別記様式1号）

(証明書等の特例)

第4条 来館者の利便を図るとともに入場時の混雑を避けるため、前条に規定する提示を求める書類は、それぞれ当該各号に定める書類に代えることができる。

- (1) 免許証または健康保険証等 申告書（別記様式第2号または別記様式第3号）
- (2) 障害者手帳 申告書（別紙様式第4号）

(小中学生等の確認)

第5条 小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者ならびに6歳以下の未就学者の確認のため、必要に応じて生徒手帳等の提示を求める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 附則
- 1 この要領は平成25年9月10日から施行する。
 - 2 この要領の施行日以降において、従前の様式で提出された無料入館に係る申請書類等については、当分の間、本要領に定める様式により提出されたものと見なす。

別記様式第4号

障害者手帳申告書(団体)

来館	平成 年 月 日
日時	時 分 ~ 時 分

来館者名(障害者手帳保持者)

氏名	住所(市町まで)	備考 養育等の有無

上記とおり相違ありません。

住所
代表者名
電話番号

印

確認 年月日	年 月 日	決 裁	合 議	担 当	
-----------	-------	--------	--------	--------	--